

第3編 その他

第3章 施工共通事項

第1節 環境対策

3-1-1 排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の使用

1 排出ガス対策型建設機械の使用について

本工事において以下の対象機種を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき、排出ガス対策型建設機械または「排出ガス浄化装置」装着機械の使用を原則とする。ただし、①リース業者等が対策型建設機械を供給できない場合、②自社で未対策型建設機械を保有し対策型建設機械を使用することが適当でない場合等は、監督職員との協議により、設計変更の対象とする。

- (1) バックホウ (2) ホイールローダ (3) ブルドーザ (4) 発動発電機
(5) 空気圧縮機 (6) 油圧ユニット (7) ローラ類 (8) ラフテレークレーン

なお、排出ガス対策型建設機械または「排出ガス浄化装置」装着機械の使用の有無を施工計画書に明示し、工事完成図書に写真を添付すること。

2 低騒音型建設機械の使用の原則化について

本工事は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）に基づき「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成9年建設省告示第1536号）により指定された低騒音型建設機械の使用を原則とする。

なお、低騒音型建設機械の使用の有無を施工計画書に明示し、工事完成図書に写真を添付すること。